

様式第8号その2

(複数件の開示請求の申出書を1枚にまとめる場合)

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

政治資金規正法施行令（昭和50年法律第277号）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 少額領収書等の写しに係る開示の実施方法（いずれかを選択してください。）

すべて同一の方法での実施を希望する

→ 2(1)に開示を希望する文書及び開示方法を記載してください。

部分ごとに異なる方法での実施を希望する

→ 2(2)及び別紙により開示を希望する文書及び開示方法を記載してください。

2 開示実施手数料の計算

(1) すべて同一の方法での開示の実施を希望する場合

下表の(a)のいずれの方法による開示を求めるか指定の上、開示決定等通知書ごとに当該方法による開示実施手数料の金額を(b)により算出し、記入してください。

実施の方法 (a)	算定基準（鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第327号）(b)
1 閲覧	無料
2 複写機により白黒で用紙に複写したものの交付	交付する用紙1枚につき10円
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複写したものの交付	CD-R1枚につき30円
4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（DVD-R）に複写したものの交付	DVD-R1枚につき50円

注) 1 文書番号は、開示決定等通知書の文書番号を記入してください。文書量は当該開示決定等通知書に記載された内容（枚数）を転記してください。開示実施手数料の額は当該開示決定等通知書に記載されている同一の開示方法による算出額も参考にしてください。

2 スキャナにより電子化した文書をCD-R等に複写する場合、文書の内容により複写可能な枚数が変動します。複数の開示決定にかかる資料をまとめて1枚のCD-R等に複写することも可能です。

文書番号	開示の実施の方法	文書量（開示の実施の方法で2を選択する場合のみ記入してください）	開示実施手数料の額
第 号		枚	円
第 号		枚	円
第 号		枚	円
第 号		枚	円
第 号		枚	円
第 号		枚	円
第 号		枚	円
第 号		枚	円
第 号		枚	円
第 号		枚	円
合計	—	枚	円

(2) 部分ごとに異なる方法で開示の実施を希望する場合

開示決定等通知書ごとに別紙「計算表」により開示実施手数料を算出し、下表に転記して手数料の合計金額を計算してください。

※1	円	+	※2	円	+	※3	円	+	※4	円	+
※5	円	+	※6	円	+	※7	円	+	※8	円	+
※9	円	+	※10	円	=		円	←	<u>開示実施手数料</u>		

3 開示の実施を希望する日（少額領収書等の写しの送付を求める場合を除く。）
年 月 日

4 少額領収書等の写しの送付の希望の有無 { 有：同封する郵便切手の額 円
無 }

※担当（本書の送付先）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県選挙管理委員会事務局

別紙 [計算表]

() 文書番号：第

号

国会議員関係政治団体の名称		種類・量	
		A 4 判文書 枚	
実施の方法			
1 閲覧	1 全部 2 一部 ()		
2 複写機により白黒で用紙に複写したものの交付	1 全部 2 一部 ()		
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (CD-R) に複写したものの交付	1 全部 2 一部 ()		
4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (DVD-R) に複写したものの交付	1 全部 2 一部 ()		
実施の方法 (a)	算定基準 (鳥取県手数料徴収条例第 2 条第 1 項第 327 号) (b)	左の実施方法で開示を希望する文書量 (c)	b 欄と c 欄をもとに算出した額 (手数料額) (d)
1 閲覧	—		無料
2 複写機により白黒で用紙に複写したものの交付	交付する用紙 1 枚につき 10 円	ページ	円
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (CD-R) に複写したものの交付	CD-R 1 枚につき 30 円		円
4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (DVD-R) に複写したものの交付	DVD-R 1 枚につき 50 円		円
		<u>手数料額</u>	円

注) 開示決定文書ごとに当様式を使用して手数料額を算出し、様式第 8 号その 2 の 2 (2) の計算式の欄に転記してください。